

年調減税事務の最終確認

税理士・千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授

鈴木 涼介

給与所得者に係る定額減税

1 定額減税額（所得税）

①本人 （居住者に限る）	30,000円
②同一生計配偶者及び扶養親族 （いずれも居住者に限る）	1人につき30,000円

ただし、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は定額減税の対象とはなりません（所得制限）。

また、上記金額の合計額が、その控除対象者の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

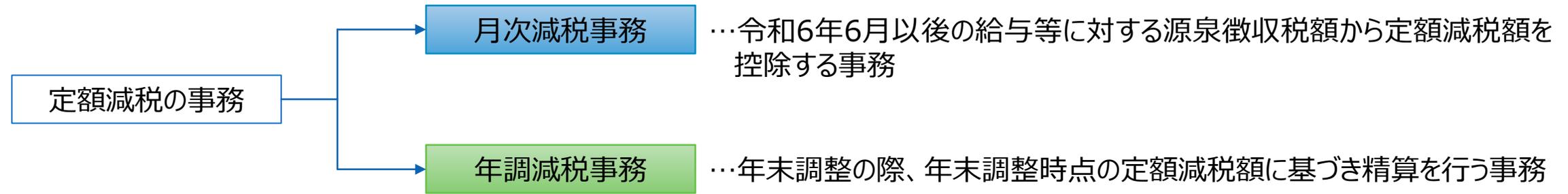
<用語の定義>

(1) 同一生計配偶者	居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。
(2) 控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。
(3) 源泉控除対象配偶者	居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいう。
(4) 扶養親族	居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。
(5) 控除対象扶養親族	扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。 ① 居住者 年齢16歳以上の者 ② 非居住者 イ 年齢16歳以上30歳未満の者 ロ 年齢70歳以上の者 ハ 年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの （イ） 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 （ロ） 障害者 （ハ） その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

給与所得者に係る定額減税

2 月次減税事務と年調減税事務

給与所得者に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む。以下の同じ。）に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。



↳ 源泉徴収税額から定額減税額を控除しきった場合には、通常どおり、源泉徴収税額を計算して徴収する。

給与所得者に係る定額減税

3 年調減税事務

年調減税事務は、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行うものです。

そのため、月次減税事務と切り離して、再度、対象者の確認などを行っていく必要があります。

とりわけ、月次減税事務では、合計所得金額（見積額）を勘案しないため、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行うこととなっていました。年調減税事務では、合計所得金額（見積額）が1,805万円を超えると見込まれる者は、年調減税事務の対象外となるため注意が必要です。

（参考）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額（注1）、山林所得金額を加算した金額（注2）である。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

（注1）退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要がある。

（注2）申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額。

【年調減税事務のSTEP】

-  STEP1 ○ 対象者の確認
⇒ 月次減税事務とは異なり、年末調整対象者で合計所得金額1,805万円以下のものが対象となるため注意が必要です。
-  STEP2 ○ 年調減税額の計算（同一生計配偶者の有無、扶養親族の人数の確認、年調減税額の計算）
⇒ 月次減税事務で同一生計配偶者や扶養親族に含めていても、当然に年末調整で含められるわけではないため注意が必要です。
-  STEP3 ○ 年調減税額の控除
⇒ 住宅ローン控除を行った後の税額から年調減税額を控除するなど、税額計算の順序に注意する必要があります。

給与所得者に係る定額減税

STEP 1 対象者の確認

対象	<p>令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している者（下の欄に掲げる者を除きます。）が対象となります。年の中途で年末調整の対象となる次のような者も、これに該当します。</p> <p>(1) 令和6年6月1日以後、年の中途で退職した人のうち、次の者</p> <ul style="list-style-type: none">① 死亡により退職した者② 著しい心身の障害のため退職した者で、その退職時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれるもの③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した者 <p>(2) 令和6年6月1日以後、年の中途で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった者</p>
対象外	<p>(1) 年末調整の対象とならない者</p> <p>令和6年分の年末調整時に給与の支払者のもとに勤務する者であっても、次に掲げる者については、対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える者② 令和6年分の給与に係る源泉所得税について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定による徴収猶予や還付を受けた者③ 令和6年分の年末調整時にその給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していない者（乙欄、丙欄適用者） <p>(2) 令和6年5月31日以前において、年の中途で年末調整の対象となる者</p> <p>(3) 合計所得金額が1,805万円を超える者</p>

給与所得者に係る定額減税

STEP 1 対象者の確認

従業員等の合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかは、年末調整時に提出を受けた「基礎控除申告書」により確認します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		

○ 控除額の計算

判定	控除額		定額減税対象
	収入金額	所得金額	
判	<input type="checkbox"/> 900万円以下	(A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	(C)	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下	(D)	
定	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下		48万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		32万円
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		16万円

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ
(左のA~Dを記載)
基礎控除の額
円
本人定額減税対象
<input type="checkbox"/>

基礎控除申告書などの提出がなく、従業員等の合計所得金額の見積額の確認ができない場合は、従業員等から合計所得金額の見積額を聞き取り、従業員等が年調減税の対象か判断してください。

1,805万円以下かどうか。

本年中の主たる給与収入が2,000万円を超える者は年末調整の対象外になるため、確定申告で精算を行うことになります。

また、本年中の主たる給与収入が2,000万円以下の者で年末調整の対象となるものであっても、その他の所得があるために、合計所得金額が1,805万円を超える場合には、「年末調整の対象にはなるけれど、年調減税額は控除しない」こととなりますので、注意が必要です。

チェックが正しいかどうか。

「判定」欄で「900万円以下（A）」から「1,000万円超1,805万円以下（D）」までに該当する場合にチェックを付けます。

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

年調減税額の計算は、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認してから求めます。

同一生計配偶者の有無	扶養親族の人数
<p>年末調整の際に、「同一生計配偶者」として年調減税額の計算に含めることができる配偶者は、以下のいずれかに該当するものです（居住者に限ります）。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者② 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された同一生計配偶者 <p>※ 配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は、年調減税額に含めることはできません。</p> <p>※ 令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える従業員等の同一生計配偶者は、控除対象配偶者に該当せず「配偶者控除等申告書」に記載することはできないことから、「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載することになります。</p> <p>※ 同一生計配偶者については、「扶養控除等申告書」又は月次減税事務における「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合でも、年末調整で上記①又は②の書類を提出しないと、年調減税額の控除は受けられません。</p>	<p>年末調整の際に、「扶養親族」として年調減税額の計算に含めることができる扶養親族は、以下のいずれかに該当するものです（居住者に限ります）。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「扶養控除等申告書」に記載された控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族② 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された扶養親族 <p>※ 扶養親族については、月次減税事務における「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出した場合でも、「扶養控除等申告書」に記載していない扶養親族については、上記②の書類を提出しないと、年調減税額の控除は受けられません。</p>

確認した人数に基づいて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額を求めます。

年調減税額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数) × 30,000円

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。
- 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日		
		明・大 昭・平	年	月
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 円

判定	48万円以下かつ年齢 <input type="checkbox"/> (昭30.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者	
	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢7	
定	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	(③) 配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(④)
区分Ⅱ	(上の①～④を記載)	

居住者である(○印が付いていない)かどうか。

基礎控除申告書の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)であり、かつ、この申告書の「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は、チェックを付けます。
ただし、配偶者が非居住者の場合はチェックを付けません。

○ 控除額

48万円以下かどうか。

区分Ⅰ	A	B	C	区分Ⅱ								
				①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額)					
							95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下
	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除								

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	
配偶者定額減税対象	<input type="checkbox"/>

チェックが正しいかどうか。

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名					
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	あなたとの続柄	配偶者の有無	有・無			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	老人扶養親族(昭30.1.1以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)		あなたとの続柄	生年	円	生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)		
主たる給与から控除を受ける B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以前生)	1	明・大昭・平		円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
	2	明・大昭・平		円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
	3	明・大昭・平		円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
	4	明・大昭・平		円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

48万円以下かどうか。

居住者である(チェックが付いていない)かどうか。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(人)			
		特別障害者				(人)			
		同居特別障害者				(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等 D	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	円		
	明・大・昭 平・令		・				
	明・大・昭 平・令		・				

居住者である(○印が付いていない)かどうか。

48万円以下かどうか。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねる。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
	1		平・令	・			円	
	2		平・令	・			円	

※「令和6年中の所得の見積額」には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令	・		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	



記載のしかたはこちら

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所を主たる給与とする申告書は、裏面の「1 申告についてのご注意」等をよく読んでください。

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の 法人番号	<small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。</small>		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所	



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用してください。

※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明昭 ・ 大平		<input type="checkbox"/>	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明平 大昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円
2			明平 大昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円
3			明平 大昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円

チェックが付いているかどうか。

記載内容が正しいかどうか。

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」8-4】

＜年末時点で非居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税＞

問 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等が、令和6年7月以降に海外に移住し、令和6年12月31日時点では非居住者となる見込みです。その場合に、その非居住者となった同一生計配偶者等は、年調減税額の計算には含めますか。

A 「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかについては、原則として令和6年12月31日の現況で判定することになりますので、月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等であっても、年の途中で出国し非居住者となった場合には、その非居住者となった同一生計配偶者等については年調減税額の計算には含めないこととされています。

(略)

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」8-5】

＜年末時点で居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税＞

問 令和6年6月の時点では非居住者であった同一生計配偶者等が、その後日本に入国し、令和6年12月31日時点では居住者となる見込みですが、その居住者となった同一生計配偶者等は、年調減税額の計算に含めますか。

A 「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかについては、原則として令和6年12月31日の現況で判定することになりますので、令和6年12月31日時点で居住者である同一生計配偶者等は、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時まで扶養控除等申告書等に記載することで年調減税額の計算に含めることとされています。

(略)

給与所得者に係る定額減税

STEP 2 年調減税額の計算

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」8-7】

＜年の途中で出生した扶養親族に係る年調減税＞

問 令和6年8月に子どもが生まれ、令和6年12月31日時点では扶養親族になりますが、その子どもは、年調減税額の計算に含めますか。

A 年の途中で出生した親族について、令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時までに扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に記載することで年調減税額の計算に含めることになります。

なお、その子どもが他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書（住民税に関する事項）において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

（略）

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」8-8】

＜年の途中で死亡した扶養親族に係る年調減税＞

問 令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなりました。その親族は、年調減税額の計算に含めますか。

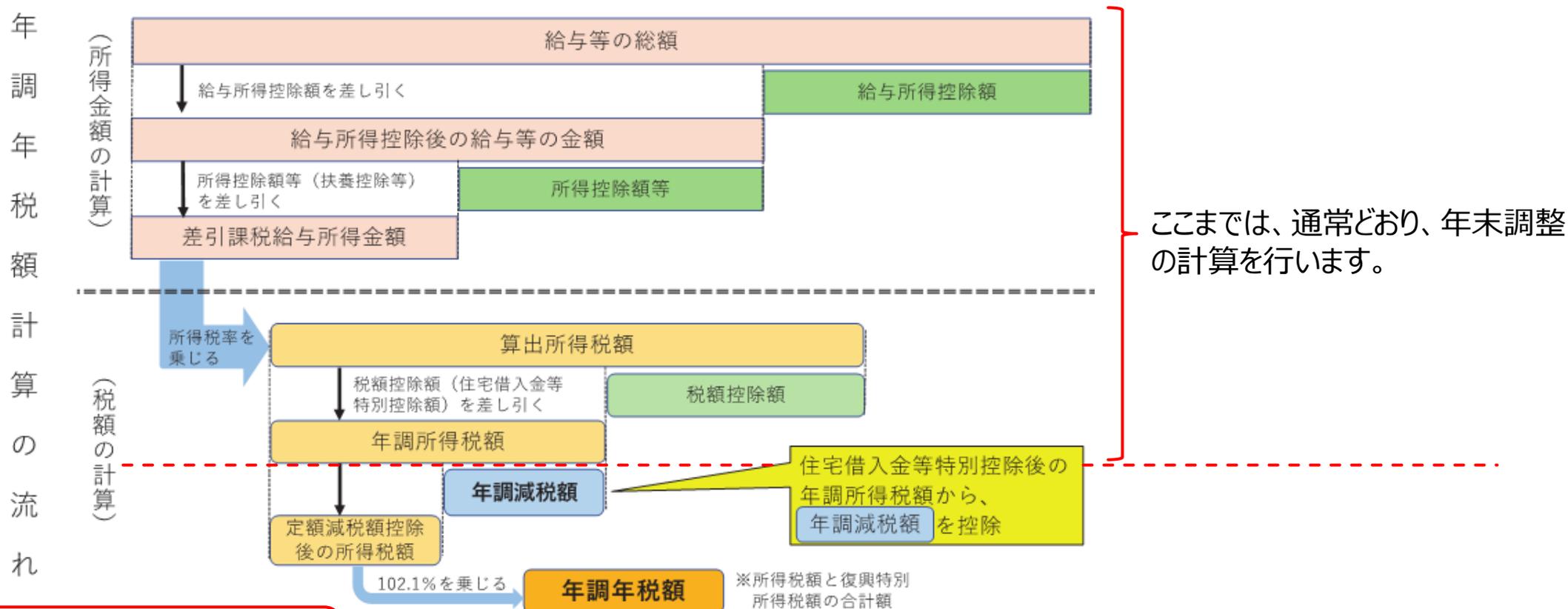
A 令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で死亡した場合には、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めることとされています。

（略）

給与所得者に係る定額減税

STEP 3 年調減税額の控除

年調減税額の控除は、いわゆる住宅ローン控除後の所得税額（年調所得税額）から、その控除後の所得税額を限度に行います。また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。



源泉徴収税額は、実際に源泉徴収した税額を集計

源泉徴収税額の集計額との過不足精算

給与所得者に係る定額減税

STEP 3 年調減税額の控除

<源泉徴収簿の記載>

国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、国税庁では、以下の書式等を公表しています。

① 令和6年分年末調整計算表

- ⇒ 令和6年分年末調整計算表は、国税庁ホームページに掲載されています。
また、国税庁で作成している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の裏面右側にも、この計算表が記載されています。

② 年末調整計算シート（令和6年用）

- ⇒ 年末調整計算シート（令和6年用）（Excel）は、国税庁ホームページに掲載されています。
この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。

なお、上記のほか、「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出しても構いません。

給与所得者に係る定額減税

※令和6年分年末調整計算表

(注)定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末調整にはご利用いただけません。

STEP 3 年調減税額の控除

【令和6年分年末調整計算表】

区 分	金 額	税 額
	円	円
給 料 ・ 手 当 等	①	③
賞 与 等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得金額調整控除の適用有・無 (※適用有の場合は⑩に記載) 配偶者の合計所得金額 (円) (旧長期損害保険料支払額 (円) (⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円) (⑩のうち国民年金保険料等の金額 (円) 【定額減税額の計算】 ※合計所得金額が1,805万円を超える場合は定額減税を受けることはできません。 本人定額減税対象 <input type="checkbox"/> 配偶者定額減税対象 <input type="checkbox"/> 扶養親族定額減税対象 (人) 定額減税額 (円) ※本人分30,000円+ (配偶者+扶養親族の人数) × 30,000円 ※②-2欄に記載
所得金額調整控除額 ((⑦-8,500,000円) × 10%、マイナスの場合は0)	⑩ <small>(1円未満四捨五入、最高150,000円)</small>	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	
給与等からの控除分 (② + ⑤)	⑫	
社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	
生命保険料の控除額	⑮	
地震保険料の控除額	⑯	
配偶者(特別)控除額	⑰	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	
基礎控除額	⑲	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳	
差引課税給与所得金額 (⑪-㉑) 及び算出所得税額 <small>(1,000円未満四捨五入)</small>	㉑	㉒
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 額		㉓
年 調 所 得 税 額 (㉒ - ㉓ 、 マイナス の 場 合 は 0)		㉔
年 調 減 税 額		㉔-2
年調減税額控除後の年調所得税額 (㉔-「㉔-2」、マイナスの場合は0)		㉔-3
控 除 外 額 (㉔ - 「 ㉔ - 2 」 が マイナス の 場 合 に 記 載)		㉔-4
年 調 年 税 額 (「 ㉔ - 3 」 × 1 0 2 . 1 %)		㉕ <small>(100円未満四捨五入)</small>
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉕ - ⑧)		㉖
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘
	差 引 還 付 す る 金 額 (㉕ - ㉗ - ㉘)	㉙
	同上的うち	
	本 年 中 に 還 付 す る 金 額	㉚
	翌 年 に お い て 還 付 す る 金 額	㉛
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉜
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝

給与所得者に係る定額減税

STEP 3 年調減税額の控除

【余白部分等を用いる方法】

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,970,000 円	③ 111,810 円
賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円)	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪ 5,893,000	

差引課税給与所得金額(⑪-⑩)及び算出所得税額	⑫ (1,000円未満切捨て) 3,011,000	⑬ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑭ 40,000
年調所得税額(⑫-⑭、マイナスの場合は0)		⑮ 163,600
年調年税額(⑮×102.1%)		⑯ (100円未満切捨て) 44,500
差引超過額又は不足額(⑯-⑧)		⑰ 160,310
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑱
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑲
の精算	差引還付する金額(⑰-⑱-⑲)	⑳ 160,310
	同上の本年中に還付する金額	㉑ 160,310
	うち翌年において還付する金額	㉒
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉓
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉔

(4) 「⑲-3」に102.1%を乗じた金額を「年調年税額⑯」欄に記載します。

⑲-2 120,000円 ⑲-3 43,600円 ⑲-4 0円

- 余白に「⑲-2」として、年調減税額を記載します。
 - 余白に「⑲-3」として、「年調所得税額⑮」欄の金額から「⑲-2」を控除した残額を記載します。
- ※ 「年調所得税額⑮」欄の金額から「⑲-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「⑲-4」(控除外額)として記載します。

給与所得者に係る定額減税

STEP 3 年調減税額の控除

<源泉徴収票の記載>

給与所得の源泉徴収票には、その「（摘要）」欄に、以下の事項を記載します。

内容	記載
実際に控除した年調減税額	「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」
控除しきれなかった金額	「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」）
合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）を含めた場合	「非控除対象配偶者減税有」

（注） 非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「（摘要）」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

なお、「（摘要）」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意する必要があります。

【定額減税対象外の者の記載】

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その者に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「（摘要）」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することになります。

給与所得者に係る定額減税

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」10-2】

＜所得制限を超える人の源泉徴収票の記載方法＞

問 令和6年分の給与の収入金額が2,000万円以下となりますが、給与以外の収入があり令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

A 年末調整の対象となる給与所得者については、源泉徴収票への定額減税額等の記載が必要です。

なお、給与以外の収入があり令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える人は、定額減税の対象とはならないため、「給与所得の源泉徴収票」の「（摘要）」欄には「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円」と記載してください。

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」10-6】

＜同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票の記載方法＞

問 同一生計配偶者や扶養親族となっている給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

また、ある月の給与について、源泉徴収税額があるため月次減税を行ったが、年末調整で合計所得金額が48万円以下となった給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

A 同一生計配偶者や扶養親族となっている人については、令和6年分の合計所得金額が48万円以下となり、源泉徴収税額が発生しないため、「給与所得の源泉徴収票」の「（摘要）」欄には「源泉徴収時所得税減税控除済額 0円」「控除外額 30,000円」と記載してください。

令和6年6月以降に支払う給与について、一部源泉徴収税額が発生し月次減税を行った給与所得者で、令和6年分の合計所得金額が48万円以下となり、最終的に年間の源泉徴収税額が発生しなかった人についても「給与所得の源泉徴収票」の記載は同様となります。

（注） 同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票に記載された控除外額は、その人の定額減税としてではなく、その同一生計配偶者や扶養親族を扶養している居住者の定額減税の計算において加味されます。

給与所得者に係る定額減税

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	△△市〇〇町 1 - 2 - 3			(受給者番号)									
					(個人番号)									
					1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
					(役職名)									
						氏名		(フリガナ)						
								ヤマカワ タロウ						
								山川 太郎						
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
給料		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	千	円	
		7	770	000	5	893	000	2	881	300		44	500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	従有	老人	千	円	特 定	老 人	そ の 他	人	人	人	特 別	そ の 他	人	
○			380	000	1					1				
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	円	
	1221	300	120	000	50	000	40	000						
(摘要)														
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円														

給与所得者に係る定額減税

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号)											
		(個人番号) 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6											
		(役職名)											
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
給料		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	千	円
		14	400	000	12	300	000	2	849	930	1	283	900
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	従有	老人	千	円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	人	
					1			1					
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
	1569	930	120	000	50	000	205	000					
(摘要)													
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有													

給与所得者に係る定額減税

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号)										
		(個人番号) 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6										
		(役職名)										
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎										
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
給料	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円
	14	400	000	12	300	000	3	599	930	1	061	800
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 従有	老人	千	円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人		
				1			1	1	1			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円		
	1569	930	120	000	50	000	205	000				
(摘要)												
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 山川花子(同配)												



ご清聴ありがとうございました。